

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人 みんなの福祉会

はじめに

社会福祉法人みな福祉会は、平成5年に法人認可を受け、平成7年から温泉入浴が楽しめる併設型の高齢者福祉施設として、特別養護老人ホーム悠う湯ホーム、ショートステイ悠う湯ホーム、デイサービスセンター悠う湯ホーム、ケアハウス悠う湯ホームの事業運営を開始しました。

その後平成12年度の介護保険法施行時に居宅介護支援事業所を、平成13年度から平成21年度までの9年間は秩父市より委託を受け高篠デイサービスセンターの事業運営にあたり、平成17年度にはデイサービスセンター大浜、グループホーム大浜の併設施設として大浜ケアセンターの業務運営を新たに開始しました。

また平成18年度には特別養護老人ホーム悠う湯ホームの定員を50名から78名に増床し、ケアハウス悠う湯ホームについても、平成22年度下期に「特定施設・予防特定施設入居者生活介護」の指定を受け、施設内で介護体制を整えるなど、地域の多くの皆様の期待に沿えるよう介護等の高齢者生活支援の専門事業所として、高齢者福祉の向上を目的に努力を重ねて参りました。

みな福祉会は、これからもこのような社会福祉事業等に関する新たなサービスの展開や人材の育成等に重点を置き前を向いて歩んでいこうと思います。

さて、現在2025年問題が大きく取り上げられています。また平成29年度には社会福祉法人の制度改正が行われました。ガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化や地域における公益的な取組を実施する責務などが制度改革のポイントとなっています。

事業経営の環境として、平成27年度の介護報酬改定では-2.27%の大幅なマイナス改定が実施され、当法人の特別養護老人ホームでは概ね-3%の減収という影響がありました。3年後となる本年度（平成30年度）の改正は医療・介護の同時改正で、改定率は+0.54%となりました。地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上などが主な重点項目となっています。

このように多様化する経営環境の中で、本年度は利用者の皆様やご家族様を主体としたサービス向上への努力、また地域への情報発信、入所事務の合理的効率的な統合管理の推進や、魅力ある事業運営の創出など常に考え行動することで経営の強化により一層努めていくつもりです。

繰り返しになりますが新しく改正されたい社会福祉法人制度のもと、当法人にとってこの制度改正を好機と捉え、法人役員や評議員の皆様からのご意見を充分にお聞きし、前述の様々な問題や課題等に関し社会福祉法人として真摯に取り組んでいきたいと思っております。

1 基本理念

その人らしく 自分らしく
ともに支えあい ともに生きる

2 基本方針

社会福祉法人みな福祉会は、「利用者様の自立支援を目的に、利用者様の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う」ことを基本方針とします。

①利用者の視点を持ち、その人らしい生活を営むことができるよう支援します。

事業者の論理を優先させること無く、利用者の視点で利用者個々の背景、生活習慣等のライフスタイルに配慮した、きめ細やかなサービスを提供します。

②利用者の満足の向上の為、先駆性、独自性を発揮し、積極的なサービス展開に努めます。

地域の福祉ニーズを的確に把握し、それに応えることを第一とし、従来からの考え方に捉われることなく、継続的な自己革新に励みます。

③地域や地域関係者と共に、発展する法人を目指します。

地域の保険、医療、福祉関係者との連携を大事にし、地域福祉の一部として役割を果たすと共に、公的施設として地域文化の発展に貢献し、地域と共に成長できる法人を目指します。

④継続的なサービス提供の基盤を維持拡大するため、効率的な事業運営を目指します。

一時的なものではなく、地域に根ざして、安定的、継続的なサービスの提供を可能とするために、効率的な事業運営を心がけ、サービス提供の基盤を確固たるものにします。

3 行動指針

I 私たちは、法令順守を第一に考えます。

II 私たちは、元気良く、笑顔を持って利用者の方々に寄り添います。

III 私たちは明確な目標を掲げ、情熱を持って行動し、福祉従事者としての「生きがい・思いやり」を追い続けます。

IV 私たちは、困った人の「お役立ち」、お互い様の精神を養います。

4 基本的な取組み

権利擁護

ア **秘密保持等** 職員及び職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

イ **虐待等の禁止** サービスの提供において、体罰・暴力・虐待を禁止し、

人権擁護について積極的に推進します。

ウ **身体拘束の禁止** 利用者一人ひとりの尊厳を尊重し、安全・安心で快適な生活が送れるよう、身体拘束へと至らない質の高いサービスを提供します。

①事故防止

毎日の業務の安全確認と定期的な調査検討を行い事故の発生予防と防止に努めます。

②苦情解決

苦情を受け付ける窓口を設置するほか、相談窓口の設置や苦情処理体制の手順等の説明を掲示します。また苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行います。

③あいさつ運動の励行

業務の中で「挨拶」を励行し、来客者や利用者また職員相互のコミュニケーションの向上を図り、明るい雰囲気の出出や信頼関係の構築を目指します。

④財務基盤の強化

安定した事業継続のための経営基盤の強化に向けては、それぞれの運営事業所の活用スペース、ベッドや居室等の効率的活用、優先性を重視した計画的設備等の改善及び更新に努め、またサービス提供における利用満足度の向上を図るために、より良い介護サービスの向上と積極的な業務改善を目指します。

5 平成30年度重点取組み

- (1) 社会福祉の理念を達成すべく法人の執行体制等の確立を推進する。
- (2) 事業所の経営・運営体制の強化
- (3) 人材の確保、中間層・管理者の育成、労働環境の整備
- (4) 法人の事業の地域への発信及び地域貢献事業の推進
- (5) 施設・設備の修繕計画等の策定
- (6) 彩の国あんしんセーフティネット事業の推進に努める。
- (7) 生活困窮者に対する埼玉県アスポート「就労支援」事業の推進に努める。
- (8) コスト削減の検討
- (9) 2025年に向けた質の高い介護サービスの推進
 - I. 安心・安全と自立支援・重度化防止に対応する介護サービスの提供
 - II. 人材の有効活用、機能性・労働生産性の向上

6 中・長期的取組み

- ① 人材の確保、中間層・管理者の育成を促進する。
- ② 職員の処遇改善を推進する。
- ③ 地域包括ケアシステムによる活動を推進する。

- ④ 地域貢献、彩の国あんしんセーフティネット事業の活動に推進に努める。
- ⑤ 生活困窮者に対する埼玉県アスポート「就労支援」事業の推進に努める。
- ⑥ 法人事業の地域発信を図る。
- ⑦ コスト削減の検討。
- ⑧ 火災、自然災害等に対する普段の備え、また地域の防災拠点としての役割を担う。
- ⑨ その他

7 法人及び事業所別の達成目標

| 事業所 | 目標 平均利用者数 | 事業所 | 目標 平均利用者数 |
|--------------------------|-------------------|---------------------|----------------------|
| 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム | 75名/日 利用率 96% | ケアハウス 悠う湯ホーム | 39.5名/日 利用率 79% |
| (介護予防)通所介護 悠う湯ホーム | 23名/日 | (介護予防)通所介護 大浜 | 23名/日 |
| (介護予防)短期入所生活介護 悠う湯ホーム | 8.8名/日 利用率 88% | (介護予防)グループホーム 大浜 | 17.5名/日 利用率 95.5% |
| 居宅介護支援事業 悠う湯ホーム | ケアプラン作成 80名/月 | | |

※ケアハウスについては、定員 50 名(1 人部屋 30 室、2 人部屋 10 室)のところ、ご夫婦等で入居されることが減少し、2 人室に 1 人で入居されているケースが多い状況です。

2 人室を改装し、1 人居室の増室も検討します。

8 事業内容

(1) 会議

評議員会

- ・ 事業報告
- ・ 監督官庁が実施した検査又は調査結果
(改善指示がある場合は、その改善状況)
- ・ その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項
- ・ 理事・監事の選任・解任の決議

理事会

(役員会)

- ・ 事業計画・予算、事業報告・決算、補正予算、事業中間報告、その他法人経営に関することについて

監事監査会

- ・ 事業・決算の監査について

(2) 委員会/施設内研修

- 全体委員会 ▶衛生委員会（毎月）
▶栄養委員会（悠う湯ホーム/毎月：大浜ケアセンター一年4回）
▶防災委員会（年2回）
▶広報委員会▶文化祭開催委員会▶HAL(介護ロボット)普及委員会（随時開催）
▶身体拘束廃止委員会▶虐待防止委員会▶感染症・食中毒対策委員会▶事故発生防止委員会▶褥瘡予防委員会▶サービス向上委員会（年4回開催）

特別養護老人ホーム

- ▶優先入所検討委員会（毎月）
▶身体拘束廃止委員会（毎月）
▶痰の吸引等に関する安全対策委員会（特養：年4回）

- 全体職員研修 ▶虐待防止・苦情対応に関すること
▶褥瘡予防に関すること
▶看取り介護に関すること
▶身体拘束廃止に関すること
▶防災に関すること
▶法令遵守に関すること
▶個人情報の取扱いに関すること
▶人権擁護に関すること
▶衛生管理（メンタルケア）に関すること

(3) 非常災害対策

非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

ア 建築物等の自主検査（4月・10月）

イ 消防用設備等の点検（8月・2月）

ウ 訓練 総合訓練（8月・2月） 部分訓練（4月）

防災教育（11月）

(4) 地域社会との連携

実習生、ボランティアの積極的な受入れや各団体や地域主催の行事への参加を通して地域社会との連携を図ります。

(5) 家族懇談会等の開催

各事業所においては、利用者やご家族等との懇談会を行い、運営方針や事業報告、家庭生活上の各種介護相談や高齢者福祉等に関係する幅広い分野での情報提供に努めると共に、ご家族とのコミュニケーションを高めより深い信頼関係を構築し、法人事業運営に対する理解と協力が得られるよう努めま

す。また定期的に開催することにより地域から信頼され地域に根ざした施設となるよう努めます。

(6) 関係機関との連携

関係機関との連携を図り、入居者サービスの向上に努めます。また関係機関の協力を得ながら法人の施設や機能を開放することにより地域との交流を深めます。

(7) 職員の健康管理

職員が健康で就労できるよう健康診断を実施します。

| | | |
|-----------|------|------------|
| 夜間勤務のある職員 | 実施回数 | 年2回(9月・3月) |
| その他の職員 | 実施回数 | 年1回(3月) |

特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）

悠う湯ホーム

平成 29 年度は月平均 96%の稼働率を達成すべく努めましたが、目標値には達せず十分な成果を上げることができませんでした。原因は多々あると思いますが、入所待機者の減少、空室期間の短縮策が進まなかったのが大きな原因・改善点であると考えています。

平成 30 年度については、人・各種媒体等を活用した利用申込者の獲得、特に病院・老人保健施設等への働き掛けを定期的に行います。空床のショートステイ活用を 29 年度も進めて行きます。

平成 30 年度は介護報酬改定年にあたります。その指針で示された『団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向け、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」の基礎となる取組みを進めていきます。併せて「地域包括ケアシステムの推進」「多様な人材の確保と生産性の向上」「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を推進します。

また、平成 29 年度には、9 月より「口腔衛生管理加算」の取得、終末期の生活環境改善のため「静養室の装備品の更新」を行いました。

1 基本・取組方針

(1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。

◇安心・安全を優先する、利用者にも職員にもやさしい介護を目指します。

(気づき、観察力)

・気づく力、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(情報共有・多職種連携)

・情報の共有により、介護方法の統一や疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(事故発生防止)

・ヒヤリハットの意識を高めます。

・事件事例を検証します。

・事故発生時は家族・関係者、行政機関へ迅速に報告します。

(認知症介護)

・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安を解消します。

・安心できる生活環境と人間関係作りを進めます。

(介護サービス計画)

・その人らしい生活を援助するためのケアプランを作成します。

・プランに沿った介護サービス計画を提供します。

(個人情報取扱い)

- ・サービスの提供過程において必要の範囲で細心の注意で取扱います。

(身取り介護)

- ・利用者様の尊厳とご家族のご意思を尊重し、その人らしい終末を迎えられるよう努めます。
- ・介護・看護・栄養及び嘱託医が連携して穏やかに過ごしていただくよう努めます。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善の好機とします。

(褥瘡予防)

- ・多職種連携で、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。
- ・余暇時間の充実に努めます。

(2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。

- ◇口から食べること、口腔機能・衛生の大切さを学び、身体・生活機能の維持向上を支援します。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- ◇OJTの向上とOff-JTを適切に実施し、知識・技術・見識を深め、介護の質、人間性の向上を図り社会に役立つ人材を育成します。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

- ◇速やかな報告・連絡・相談を行い、信頼関係の醸成に努めます。
- ◇施設機能やノウハウを地域に役立てます。

(5) 利用者様の意欲を引き出し、持っている力を引き出す自立支援を目指します。

- ◇「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に耳を傾け、その実現に向けた支援を行います。
- ・「自分でやる」機会を増やします。

(6) 困っている人、必要としている人への対応力を高めます。

- ◇自分たちの視点だけでなく、相手の状況を考え行動します。

2 平成30年度重点取組み。

一人一人の状態に応じた適切なサービスを提供できるよう支援体制を構築する。

(1) 空室期間の短縮。

- ①退所(空室)から入所までの期間を短縮する。
- ②手続の効率化、迅速化を図る。
- ③空室の短期利用の促進。

- (2) 自立支援及び介護サービスの質の向上。
 - ①排泄に介護を要する利用者支援
 - ②褥瘡の発生予防のための管理
 - ③低栄養リスクの改善
 - ④個別機能訓練
 - ・他職種との協働で、該当する利用者のアセスメントシート及び支援計画書を作成し、個別支援を実施する。
- (3) 労働生産性の向上
 - ・ICT(情報通信技術)や介護ロボット等を活用した生産性の向上に努め、業務負担の軽減や環境の改善など働き易い、やりがいのある職場を作ります。
- (4) 丁寧な言葉の習慣化
 - ・不適切な対応を無くすため、丁寧な言葉遣いの習慣化を推進します。
- (5) 短期入所生活介護（ショートステイ）の有効活用。
 - ・在宅の介護者支援のため、ショートステイの柔軟且つ迅速な利用を促進します。

3 中・長期的な取組み

- (1) 切れ目の少ない居室利用を進め、設備・人材の有効活用を図る。
- (2) 重度要者介護者・認知症介護
 - ・介護・看護・栄養等の連携を深め、対応力を高める。
 - ・職員の知識、技術、意識、経験を高める。
 - ・医療機関との連携を深める。
- (3) 看取り介護
 - ・体に負担をかけない介護。
 - ・家族との理解・関りを深める。
 - ・終末期の居室環境の改善を進める。
- (4) 食事による健康作り
 - ・多職種との連携による、栄養改善・向上を図る。
- (5) 口腔衛生・褥瘡管理
 - ・契約専門医・専門職と連携した適切な管理を推進する。
- (6) 労働生産性の向上
 - ・ICT(情報通信技術)や介護ロボット等を活用した生産性の向上に努め、業務負担の軽減や環境の改善など働き易い、やりがいのある職場を作ります。
- (4) 丁寧な言葉の習慣化
 - ・不適切な対応を無くすため、丁寧な言葉遣いの習慣化を推進します。
- (5) 短期入所生活介護（ショートステイ）の有効活用。
 - ・在宅の介護者支援のため、ショートステイの柔軟且つ迅速な利用を促

進めます。

- (7) 自主点検票の実施。
 - ・定期的な実施を目指すとともに、第三者評価の受診に繋げる。
- (8) 社会貢献活動の継続的な取り組み
- (9) 自立支援・介助

軽費老人ホーム・特定施設入居者生活介護事業

＜ケアハウス 悠う湯ホーム＞

ケアハウスは生活支援施設から、要支援・要介護者施設へ進んでいます。

協力医の南須原先生の支援を受け、施設での看取りも進んでおります。

利用申込者は、ウェブサイトの活用もあり増加しておりますが、空室から入居までの期間短縮に課題を残しています。平成 30 年度は空室期間の短縮を図り、利用率の向上に努めて行きます。

また、平成 30 年度は介護報酬改定年にあたります。その概要で示された『団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向け、「地域包括ケアシステムの推進」「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」「多様な人材の確保と生産性の向上」「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」を図る』ための取組み、及び地域との交流事業も合わせて進めて行きます。建物・設備が経年のため劣化が進み、浴室の外壁及び浴室内の改修も検討が必要な状況です。

1 基本・取組方針

(1) 利用者様お一人、お一人に合った生活環境、生活支援を促進します。

◇ご利用者様との関わりを深め、安心感を持っていただく生活支援を行います。

(気づき、観察力)

・気づく力、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(情報共有・多職種連携)

・情報の共有により、介護の統一や疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(事故発生防止)

・ヒヤリハットの意識を高めます。

- ・ 事故事例の検証をします。
 - ・ 事故発生時には指導要項に従い、行政機関へ迅速に報告します。
- (認知症介護)
- ・ 行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安を解消します。
 - ・ 安心できる生活環境と人間関係を作りを進めます。
- (介護サービス計画)
- ・ その人らしい生活を援助するためのケアプランを作成します。
 - ・ プランに沿った介護サービスを提供します。
- (個人情報)
- ・ サービスの提供過程において必要の範囲で細心の注意で取扱います。
- (苦情・要望対応)
- ・ 苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善の好機とします。
- (褥瘡予防)
- ・ 多職種連携で、予防・早期発見・早期治癒に努めます。
- (生活環境)
- ・ 明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
 - ・ 利用者様のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。
 - ・ 楽しみ、興味が湧く企画や提案をします。
- (2) 「健康は食事から」食事の改善、向上を促進します。
- ◇ 口から食べること、口腔衛生の大切さを学び、身体・生活機能の維持向上を支援します。
- (3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
- ◇ OJTの向上と Off-JTを適切に実施し、知識・技術・見識を深め、介護の質、人間性の向上を図り社会に役立つ人材を育成します。
- (4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。
- ◇ 速やかな報告・連絡・相談を行い、信頼関係の醸成に努めます。
 - ◇ 施設機能やノウハウを地域に役立てます。
- (5) 利用者様の意欲を引き出し、持っている力を引き出す自立支援を目指します。
- ◇ 「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に耳を傾け、その実現に向けた支援を行います。
 - ◇ 「自分でやる」機会を多くします。
- (6) 困っている人、必要としている人への対応力を高めます。
- ◇ 自分たちの視点だけでなく、相手の状況を考え行動します。

2 平成30年度重点取組み。

一人一人の状態に応じた適切なサービスを提供する支援体制の構築。

(1) 空室期間の短縮。

- ① 退所（空室）から入所までの期間を短縮する。

- ②手続の効率化、迅速化を図る。
- ③空室の短期利用の促進。
- (2) 自立支援及び介護サービスの質の向上を促進する。
 - 身体機能の維持増進の取組みを更に推進し、排泄機能の維持・改善、褥瘡の発生予防、低栄養リスクの改善につなげる。
 - ・他職種の協働で、該当する利用者のアセスメントシート及び支援計画書を作成し、個別支援を実施する。
- (3) 楽しみのある生活の環境の創出。
 - ・生活に変化を加える。
- (4) 「食事による健康作り」
 - ・他職種の連携による改善・推進。
- (5) サービスの基本である言葉の使い方を基本に戻って見直します。
 - ・不適切な対応を無くす。
 - ・自分たちの仕事に誇りを持つ。

3 中・長期的な取組み

- (1) 切れ目のない居室利用を進め、設備・人材の有効活用を図る。
- (2) 多様な支援・介護状態に対応できる質の向上。
 - ・介護・看護・栄養等の連携を深め、対応力を高める。
 - ・職員の知識、技術、意識、経験を高める。
 - ・医療機関との連携を深める。
- (3) 楽しみのある生活の環境の創出。
- (4) 食事による健康作り
 - ・他職種の連携による、栄養改善・向上を図る。
- (5) 看取り介護
 - ・体に負担をかけない介護。
 - ・家族との理解・関りを深める。
 - ・終末期の居室環境の改善を進める。
- (6) 自立支援
- (7) 社会貢献活動の継続的な取り組み
- (8) 自主点検票の実施。
 - ・定期的な実施を目指すとともに、第三者評価の受診に繋げる。

(介護予防) 通所介護事業

<デイサービスセンター悠う湯ホーム>

<デイサービスセンター大浜>

平成 29 年度は 28 年度の稼働率を一層向上させるべく、お客様満足度、家族と居宅介護支援事業所の信頼を更に形成すべく努めました。目標値を下回る結果になりました。

潜在的な増員の見込みはあるものと考えています。新規登録者の獲得、安定した利用をはかり、経営改善を図って行きます。

また、平成 29 年度年度では進められなかった 2 事業所間の情報共有や連携に務めて行きます。

1 基本・取組方針

(1) 利用者様お一人、お一人に合った自立支援サービスを提供します。

- ◇生活機能の維持・回復・改善を目指す支援。
- ◇意欲を引き出し、持っている力を引き出す支援。
- ◇身体機能が低下しても「自分はこう在りたい、こうしたい」という言葉に耳を傾け、その実現を支援する。
- ◇在宅では出来ないサービスの提供を進める。
- ◇「自分でやる」機会を多くする。
 - (気づき、観察力)
 - ・気づく力、心身の状況・行動を観察する力を養います。
 - ・状態変化を察知し、ご家族や介護支援専門員につなげます。
 - (情報共有・多職種連携)
 - ・情報の共有を高め、介護の統一を図ります。
 - (事故発生防止)

- ・ヒヤリハットの意識を高めます。
- ・送迎は乗降車、走行とも安全・安心を第一に努めます。
- ・入浴は安全・安心を第一に、快適な一時を提供します。
- ・事件事例の検証を行います。
- ・事故発生時は指導要項に従い、行政機関へ迅速に報告します。

(認知症介護)

- ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安を解消します。
- ・安心できる生活環境と人間関係を作りを進めます。

(介護サービス計画)

- ・介護支援専門員のケアプラン目標を達成するよう、介護サービス計画書を作成します。

(個人情報取り扱い)

- ・サービスの提供過程において必要の範囲で細心の注意で取扱います。

(苦情・要望対応)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善の好機とします。

(生活環境)

- ・明るく、清潔感のある環境を作ります。

(2) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します

- ◇食事の大切さを伝え、健康な在宅生活を支援します。

(3) ご利用者様を支える人材の育成

- ◇OJTの向上とOff-JTを適切に実施し、知識・技術・見識を深め、介護の質、人間性の向上を図り社会に役立つ人材を育成します。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします

- ◇速やかな報告・連絡・相談を行い、信頼関係の醸成に努めます。
- ◇施設機能やノウハウを地域に役立てます。

(5) 困っている人、必要としている人への対応力を高めます。

- ◇自分たちの視点だけでなく、相手の状況を考え行動します。

2 平成30年度重点取組み

(1) 新規登録者及びリピーターの確保

(2) 自立支援、在宅生活の継続に役立つサービス改善・創出。

- ・生活機能の維持・回復・改善を目指す介護。
- ・意欲を引き出し、持っている力を引き出す介護。
- ・身体機能が低下しても思いを支援する介護。

(3) 2事業所間の業務連携。

- ・介護職員の交換勤務の実施。
- ・情報交換による課題検討、サービスの創出。

(4) サービスの基本である言葉の使い方を基本に戻って見直します

- ・不適切な対応を無くす。

- ・自分たちの仕事に誇りを持つ。
- ・「自分でやる」機会を多くする介護。

3 中・長期的な取組み

①新規利用者、リピーター確保

- ・サービス内容の恒常的な改善。

②多様な支援・介護状態に対応できる質の向上

- ・自立支援、在宅生活の継続に役立つサービス。
- ・多職種間の情報共有を深める。
- ・家族、介護支援専門員、関係する在宅サービス事業所との連携。

③食事による健康の維持増進

- ・他職種連携等による改善の継続。

⑤自主点検票の実施から第三者評価の受診

- ・定期的な実施を目指すとともに、第三者評価の受診に繋げる。

(介護予防) 短期入所生活介護事業

<ショートステイ悠う湯ホーム>

平成 29 年度は、空室の活用により利用数の拡大が見られました。平成 30 年度も、柔軟な利用受入を継続するとともに、在宅生活の継続に役立つ、短い期間でも楽しみのある生活を提供するなど、付加価値のあるサービスを創出することで利用者様の満足度を上げることで、新規利用者及びリピーターの確保に努めます。

また、安心安全なサービスと、情報の提供・共有等によって、家族や居宅介護支援事業所等との信頼関係を形成して行きます。

1 基本・取組方針

(1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。

◇安心・安全を優先に、利用者にも職員にも優しい介護を目指します。

(気づき、観察力)

- ・気づく力、心身の状況・行動を観察する力を養います。

(付加価値のあるサービス)

- ・在宅生活の継続や自立支援に役立つサービス。
- ・「また来たい」と言っていたくサービスを考え、工夫します。

(情報共有・多職種連携)

- ・利用者様の情報を共有し、介護方法の統一を図ります。
- ・情報の共有により、疾病の予防、早期発見に努め、健康に維持増進に努めます。

(事故発生防止)

- ・ヒヤリハットの意識を高めます。
- ・事件事例の検証を行います。
- ・事故発生時にはご家族、関係者及び行政機関へ迅速に報告します。

(認知症介護)

- ・行動の観察や心身状態の把握に努め、精神的な不安をし解消します。

- ・安心できる生活環境と人間関係を作りを進めます。
(介護サービス計画)
- ・ケアプランに沿った介護サービス計画書を作成します。
(個人情報の取扱い)
- ・サービスの提供過程において必要の範囲で細心の注意で取扱います。
(苦情・要望対応)
- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善の好機とします。
(生活環境)
- ・明るく、清潔感のある生活環境を作ります。
- ・利用者様のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。
- (2) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。
◇口から食べること、口腔内衛生の大切さを学び、健康支援に努めます。
- (3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
◇OJTの向上とOff-JTを適切に実施し、知識・技術・見識を深め、介護の質、人間性の向上の向上を図り社会に役立つ人材を育成します。
- (4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。
◇速やかな報告・連絡・相談を行い、信頼関係の醸成に努めます。
◇施設機能やノウハウを地域に役立てます。
- (5) 利用者様の「意欲」と「持っている力」を引き出す自立支援を目指します。
- (6) 困っている人、必要としている人への対応力を高めます。
◇自分たちの視点だけでなく、相手の状況で考え行動します。

2 平成30年度重点取組み

- (1) 切れ目のない居室利用を進め、設備・人材の福祉資源の有効活用を図る。
- (2) 困っている状況、必要とされている状況に対応する。
 - ・ショートステイを必要としている状況に迅速に応える。
- (3) 付加価値のあるサービスの創出
 - ・在宅生活の継続や自立支援に役立つサービス。
 - ・利用者様の思いの実現を支援する。
(家では無理だが、施設なら出来ること)
- (4) 中重度、認知症介護
 - ・多様な援助、介護に対応できるようチーム力を高める。
 - ・職員間の情報の共有を進める。
 - ・家族、介護支援専門員、在宅サービス事業所との情報共有と連携。
- (5) サービスの基本である言葉の使い方を基本に戻って見直します
 - ・不適切な対応を無くす。
 - ・自分たちの仕事に誇りを持つ。

3 中・長期的な取組み

- ①切れ目のない居室利用を進め、設備・人材の福祉資源の有効活用を図る。
- ②多様な支援・介護状態に対応できるチーム力の向上
- ③付加価値のあるサービスの創出
- ④困っている状況、必要とされている状況に迅速に対応する
- ⑤食事による健康の維持増進
 - ・他職種連携による栄養改善と楽しみのある食事の提供に努める。
- ⑥安全・安心を優先した介護を推進します
- ⑦自主点検票の実施から第三者評価の受診
 - ・定期的な実施を目指すとともに、第三者評価の受診に繋げる。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業

<グループホーム大浜>

認知症グループホームにおいても、身体介護の比重が拡大しています。そうしたなか共同生活の援助・介護をどう展開していくか、大きな課題の一つです。

グループホームの設置目的である「利用者と職員の共生」「認知症の緩和・穏やかな進行」と安心して生活していただく環境と人間関係作りを基礎に、介護の多様化への対応、利用者の満足度、家族との信頼関係を形成して、職員の成長とやりがいを増すことで、組織力の増進と安定を図り、利用目標値の達成に努めます。

地域の認知症拠点施設となるよう取り組んでいきます。

1 基本・取組方針

(1) 安心・安全を第一に考えた介護、生活支援を促進します。

◇安心・安全を優先し、利用者にも職員にもやさしい介護を目指します。

(気づき、観察力)

・気づく力、心身の状況・行動を観察する力を養います。

・心身の不安の解消と場面に応じた適切な対応に努めます。

(情報共有・多職種連携)

◇利用者様の情報を共有し、介護方法の統一を図ります。

◇情報の共有により、疾病の予防、早期発見、早期治療に努めます。

(事故発生防止)

・ヒヤリハットの意識を高めます。

・事故事例を検証します。

・事故発生時は家族、関係者及び行政機関へ迅速に報告を行います。

(介護サービス計画)

◇その人らしい生活を支援する介護サービス計画書を作成します。

(個人情報)

◇サービスの提供過程において必要の範囲で細心の注意で取扱います。

(苦情・要望対応)

◇苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善の好機とします。

(褥瘡予防)

◇気づきや観察により、予防・早期発見・早期治癒に努めます。

(生活環境)

◇明るく、清潔感のある生活環境を作ります。

◇利用者様のストレス解消と安定した生活リズムを支援します。

(2) 「健康は食事から」健康の維持増進、自立生活を促進する食事の提供に努めます。

- ◇口から食べること、口腔内衛生の大切さを学び、健康支援に努めます。
- (3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。
◇OJTの向上とOff-JTを適切に実施し、知識・技術・見識を深め、介護の質、人間性の向上を図り社会に役立つ人材を育成します。
- (4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。
◇速やかな報告・連絡・相談を行い、信頼関係の醸成に努めます。
◇施設機能やノウハウを地域に役立てます。
- (5) 利用者様の「意欲」と「持っている力」を引き出す自立支援を目指します。

2 平成30年度重点取組み

- ① 切れ目のない居室利用を進め、設備・人材の福祉資源の有効活用を図る。
- ② 生きがい、楽しみのある生活の環境の提供
- ③ 多様な状態に対応できる介護力及び職員連携の向上
- ④ 食事による健康の維持増進
- ⑤ 利用者様の「意欲」と「持っている力」を引き出す自立支援
- ⑥ 空室期間の短縮
- ⑦ 入所待機者の増員
- ⑧ 大浜地区寄合会「いてんべ～、あつまんべ～」事業の継続・発展

3 中・長期的な取組み

- ① 切れ目のない居室利用を進め、設備・人材の福祉資源の有効活用を図る。
- ② 生きがい、楽しみのある生活の環境の提供
- ③ 多様な状態に対応できる介護力及び職員連携の向上
- ④ 食事による健康の維持増進
- ⑤ 利用者様の「意欲」と「持っている力」を引き出す自立支援
- ⑥ 空室期間の短縮及び入所待機者の増員
- ⑦ 大浜地区寄合会「いてんべ～、あつまんべ～」事業の継続・発展

居宅介護支援事業

＜居宅介護支援事業所 悠う湯ホーム＞

平成 30 年度改正において、管理者要件の見直しを始め、質の高い、公正中立なケアマネジメントが改めて求められました。

管理者は主任ケアマネジャーの資格を要件とする。ケアプランの作成については、事前に複数のサービス提供事業所を紹介する。訪問介護の多いケアプランについては市町村へ報告する等の義務付けがなされました。

また、医療と介護の連携強化、障害福祉制度の相談支援専門員との連携などが示されています。

包括支援センター、在宅サービス事業所、医療機関等と連携・信頼関係を形成し、多様なニーズに対応し、利用者様及び家族の満足と信頼に応えることで新規利用者の確保を図ります。

1 基本・取組方針

(1) お一人お一人の生活を考え、在宅生活の継続や自立支援に適したケアマネジメントを提供します。

(ケアマネジメント)

- ・ご利用者様、ご家族様等の意向を尊重し、心身の状況及び家庭環境を考慮したケアマネジメントを提供します。

(情報の共有・多職種連携)

- ・課題や支援困難事例の情報を職員間で共有・検討するよう努めます。
- ・地域包括支援センター、居宅サービス事業者等と情報の共有に努めます。

(個人情報の取扱い)

- ・サービス提供の過程において、必要に応じた範囲で細心の注意を払い取扱います。

(苦情・要望)

- ・苦情・要望等には誠意を持って対処し、課題改善の好機とします。

(気づき・観察)

- ・利用者様等に対する気づきや、観察する力を養います。

(2) 中重度者、支援困難ケースの対応を促進します。

- ◇中重度者、支援困難ケース等の対応については、地域包括支援センター、居宅サービス事業者等と連携を密にした対応を図ります。

(3) ご利用者様を支え、社会に貢献できる人材を育成します。

- ◇OJT の向上と Off-JT を適切に実施するとともに、地域連絡会・事例検討会等の参加を通し、知識・技術・見識等を深め、ケアマネジメントの質、人

間性の向上を図り、社会に役立つ人材を育成します。

(4) ご家族様及び地域とのつながりを大切にします。

◇速やかな報告・連絡・相談のうえ、必要な対応を行い、信頼関係の醸成に努めます。

◇施設機能やノウハウを地域に役立てます。

2 平成30年度重点取組み

- ① 在宅生活継続に資するケアマネジメントの提供。
- ② 新規契約者の円滑な獲得と適正な運営。
- ③ 公正で中立的なケアプラン作成。
- ④ 中重度要介護者及び支援困難ケースの受け入れ。
- ⑤ 医療と介護の連携。
- ⑥ OJT 及び Off - JT での専門知識や技術の習得、業務改善。

3 中・長期的な取組み

- ① 在宅生活継続に資するケアマネジメントの提供。
- ② 新規契約者の円滑な獲得を図るとともに、事業所の適正な運営を進める。
- ③ 公正で中立的なケアプラン作成。
- ④ 中重度要介護者及び支援困難ケースの受け入れの促進。
- ⑤ 医療と介護の連携
- ⑥ OJT 及び Off - JT での専門知識や技術の習得、業務改善を進める。
- ⑦ 地域包括ケアシステムの推進。

給 食 業 務

「健康は食事から」を念頭に、栄養価、献立、味付け、盛り付け、食材、食器、残食量の確認などの視点で、利用者様に食事を楽しんでいただけるよう、栄養委員会、給食会議等、多職種連携により取り組んでおります。

平成30年度も全体的な視点で継続して、食事の改善に取り組んでまいります。

1 基本・取組方針

(1) 「健康は食事から」食事による健康の維持増進を推進します。

◇食べることの大切さを認識し、健康の維持増進や自立支援を促進します。

(情報の共有・多職種連携)

- ・利用者様の状態を多職種で共有し、連携して栄養のバランス、食事のおいしさ、食べやすさ等の向上を図ります。
- ・嚥下機能や健康状態、認知症等、利用者様の多様なニーズに合わせた、適切な栄養管理計画を作成します。

(食の安全性)

- ・食事、食材の安全体制を整え、安心できる食事を提供して行きます。

(口腔内衛生)

- ・利用者様の口腔内衛生及び咀嚼機能、嚥下機能の維持向上を促進します。

(2) 楽しみある食事

◇食事の嗜好調査等を定期的に行い、ご利用者様に満足いただける食事の提供に努めます。

◇地域の特色や季節感、行事食など、創意工夫した楽しみのある食事を提供して行きます。

2 平成30年度重点目標

- ① 栄養価・味・盛り付け・食べ易さなど、総合的に満足していただける食事を「常に」提供する。
- ② 体調に合わせた、適切な食事形態を提供します。
- ③ 栄養委員会、給食会議等で食事、栄養、嗜好、利用者様の状態等々の情報交換を行い、満足度を高める取組みを継続して行う。

3 中・長期的な取組み

- ① 多職種連携により、栄養、おいしさ、安全を恒常的に進める。
- ② 多職種と連携した口腔機能維持改善の取組み促進。

生計困難者に対する相談支援事業

(就労支援事業)

1. 目的

本事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行なう中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととします。

そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行います。

(就労支援)

働くことのサポートを受けたい人に対して、社会福祉法人が働く場所を提供し、共に働き、相談を受け、一緒に考えていくことでその人を支えていく。

2. 地域の生活困窮者に対する担当相談員の配置並びに総合生活相談活動

社会貢献事業を実施するために、本会に地域の生活困窮者に対する担当相談員を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努めます。

(就労支援事業施設の役割)

- ①施設全体で相談者を受け入れ、支援する。
- ②就労支援担当者を定め、その担当者を中心に就労支援を進める。
- ③相談者を支える相談支援機関等の関係者と目標を共有し、連携して支援する。

3. 経済的援助

地域の生活困窮者に対する担当相談員は、援助を必要とする生活困窮者と相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した場合には、相談内容に関する資料を作成し施設長に報告するものとします。

施設長は、地域の生活困窮者に対する担当相談員からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定します。

(就労支援の方法)

- ・相談者の状況に応じたプログラムを作成する。
- ・就労支援機関とその支援員の助言・サポートを受け進める。
- A 施設等の見学・ボランティア (1～3日：1～2時間/確認書)
 - * 賃金：無償、交通費支給 (1日1,000円を上限)
- B 短期就労体験 (週3日程度・2～4時間：2週間程度/確認書)
 - * 賃金：無償、交通費支給 (1日1,000円を上限)

本人希望で昼食を無償提供。

C 非雇用型Ⅰ（週4～5日・3～6時間：2週間程度/確認書）

*賃金：500円/時間、交通費支給（1日1,000円を上限）

本人希望で昼食を無償提供。

D 非雇用型Ⅱ（週4～5日・6～8時間：3週間程度/確認書）

*賃金：650円/時間、交通費支給（1日1,000円を上限）

本人希望で昼食を無償提供。

E 支援付雇用型（週4～5日・6～8時間：4週間程度/雇用契約書）

*最低賃金、交通費支給（1日1,000円を上限）

F 一般就労（雇用契約書）

4. 研修会等への参加

地域の生活困窮者に対する担当相談員は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加します。

①ブロック別事例検討会議

②相談員養成研修

③その他